

## 2. 芽室町議会基本条例（令和4年度活動分）議員自己評価（R3-R4版）

|  |
|--|
| 評価基準：                                    |
| A = おおむね達成した。向上心を持って取り組んだ。               |
| B = 取り組んだが、不足している部分等が見受けられ、改善の余地がある。     |
| C = 取り組もうとしたが、達成したとまでは言いがたい。             |
| D = 全く取り組んでいない。取り組んだとはいえない。              |
| E = その他（不明・回答不可など）→ Eの場合は、自由表記に必ず記載すること。 |
| F = 事例・実績なし                              |
| - =表記なし（H29まで）                           |

|       |
|-------|
| 自由表記： |
|-------|

### 前文

地方議会は、二元代表制のもとで、行政機関の監視、調査、政策形成及び提案機能を十分發揮しながら、日本国憲法に定める地方自治の本旨の実現を目指しています。芽室町議会（以下「議会」といいます。）は、町民によって選ばれた議員（以下「議員」といいます。）で構成し、本町の最高規範である芽室町自治基本条例（平成19年芽室町条例第3号）による議会の役割と責務に基づき、町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会及び固定資産評価審査委員会（以下「町長等」といいます。）と緊張関係を保持しながら、町の最高意思決定機関であることを認識し、町民全体の福祉向上と豊かなまちづくりの進展のために活動します。また、議会は合議制の議事機関であり、町民への積極的な情報の公開、共有と説明責任の遂行により、町民の意思を的確に把握し、自由かつ達な討議を通じて、最も有益な結論に導いていく責務があります。議員は、研鑽を積み、町民参加を基本としてまちづくりを推進する責務があります。よって、議会の公正性・透明性を確保するとともに、「分かりやすい議会、開かれた議会、行動する議会」を目指し、町民の信託に全力で応えていくことを決意し、この条例を制定します。

|                       |    |          |
|-----------------------|----|----------|
| R3                    | R4 | 評価項目としない |
| ・議会は、前文のとおり活動したと考えるか。 |    |          |
| R3                    | R4 | 評価項目としない |
| ・あなたは、前文のとおり活動したか。    |    |          |

### 第1章 総則

#### （目的）

**第1条** この条例は、議会が果たすべき自主的かつ自律的な運営を実現するための基本的な事項を定め、議会の役割を明確にするとともに、町民全体の福祉向上と豊かなまちづくりの進展に寄与することを目的とします。

|                                 |    |          |
|---------------------------------|----|----------|
| R3                              | R4 | 評価項目としない |
| ・議会は、条例の目的を果たしたか／・条例をもとに活動したかなど |    |          |

### (基本理念)

第2条 議会は、町民の代表としての負託と信頼に応え、大局的な視点から意思決定し、真の地方自治の実現に取り組みます。

- ・議会は、基本理念どおりに活動したと考えるか。

R4

A=13人（中田、橋本、堀切、渡辺、梶澤、立川、中村、鈴木、寺町、柴田、西尾、常通、早苗）

B=1人（正村）

- ・議員間討議、行政課題に対応した研修の実施

R3

A=16人（黒田、中田、橋本、堀切、渡辺、梶澤、立川、中村、鈴木、寺町、正村、広瀬、柴田、西尾、常通、早苗）

2 議会は、町政運営に関する監視、調査、政策形成及び提言機能を併せ持つ機関としての責任を果たします。

R3 R4 条全体を一括で評価するため評価項目としない

- ・議会は、これらの機関としての責任を果たしたとか。

3 議会は、予算及び決算をはじめとする町政に係る様々な事項に対し、議事機関としての責任を果たします。

R3 R4 条全体を一括で評価するため評価項目としない

- ・議会は、議事機関としての責任を果たしたか。

4 議会は、広く町民の意思を把握し、町政に的確に反映させることを目的に、議員個々の資質を高め、議会機能の強化並びに活性化に取り組み、議会力及び議員力を強化します。

R3 R4 条全体を一括で評価するため評価項目としない

- ・議会は、これらのことを利用に議会力・議員力を強化したか。

## 第2章 議会及び議員の活動原則と政治倫理

### (議会の活動原則)

第3条 議会は、全ての会議を原則公開するとともに、民主的かつ効率的な議会運営のもとに、次の活動を行います。

(1) 議事機関として、町政の重要事項について意思決定を行うこと。

- ・議会は、議事機関として町政の重要事項について意思決定したか。

R4

A=14人（中田、橋本、堀切、渡辺、梶澤、立川、中村、鈴木、寺町、正村、柴田、西尾、常通、早苗）

R3

A=16人（黒田、中田、橋本、堀切、渡辺、梶澤、立川、中村、鈴木、寺町、正村、広瀬、柴田、西尾、常通、早苗）

議員辞職により2名

欠員(総数14名)

(2) 町民の意思が的確に反映され、公正で民主的に町政が運営されているかを監視し、けん制すること。

- ・議会は、これらをもとに監視し、けん制したか。

R4 

A=13人（中田、橋本、堀切、渡辺、梶澤、立川、中村、鈴木、寺町、柴田、西尾、常通、早苗）

B=1人（正村）

- ・具体的な行政課題をテーマに議員間討議を実施する

R3 

A=16人（黒田、中田、橋本、堀切、渡辺、梶澤、立川、中村、鈴木、寺町、正村、広瀬、柴田、西尾、常通、早苗）

(3) 議員相互間の自由かつ達な討議を通して意見を集約し運営すること。

- ・議会は、自由かつ達な討議により意見集約し運営したか。

R4 

A=9人（中田、堀切、渡辺、鈴木、寺町、柴田、西尾、常通、早苗）

B=5人（橋本、梶澤、立川、中村、正村）

- ・自由討議は前進しているが、更なる活性が必要と感じる
- ・議員間討議を行うタイミングやその手法には改善点がある
- ・議員研修から間を置かず物価高騰の支援策について、議員間討議をおこなった。さらに継続したとりくみが必要
- ・物価高騰対策 WS は、ひとつの成果と捉えたい。今後はより具体的なテーマを議員間討議することで議会としての意思を明確にする

R3 

A=13人（黒田、中田、橋本、堀切、渡辺、立川、鈴木、寺町、正村、広瀬、柴田、西尾、常通）

B=3人（梶澤、中村、早苗）

- ・自由討議は前進しているが、論点整理を通じた意見集約までは至っていないため更なる進化が必要
- ・議会として自由かつ達な討議の状況は感じている。更なる深化に努めたい
- ・論点を明確にし議員間で討議する

(4) 議決責任を深く認識するとともに、重要な事項についての議案等を議決したときは、町民に対して説明すること。

- ・議会は、議決責任を深く認識し、重要な事項についての議案等を議決したときは、町民に対して説明したか。

R4 

A=14人（中田、橋本、堀切、渡辺、梶澤、立川、中村、鈴木、寺町、正村、柴田、西尾、常通、早苗）

R3 

A=16人（黒田、中田、橋本、堀切、渡辺、梶澤、立川、中村、鈴木、寺町、正村、広瀬、柴田、西尾、常通、早苗）

(委員会及び委員長の活動原則)

第4条 芽室町議会委員会条例（昭和62年芽室町条例第2号）に規定する常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会（以下「委員会」といいます。）は、次の活動を行います。

（1）審査及び調査に当たっては、資料等を公開し、町民に分かりやすい議論を行うこと。

- ・委員会は、審査及び調査に当たり、資料等を公開し、町民に分かりやすい議論を行ったか。

委員会評価

所管

総務経済委

R4 

A=6人（中田、梶澤、立川、中村、鈴木、寺町）

F=1人（早苗）

R3 

A=7人（中田、梶澤、立川、中村、鈴木、寺町、広瀬）

F=1人（早苗）

厚生文教委

R4 

A=7人（橋本、堀切、渡辺、正村、柴田、西尾、常通）

F=1人（早苗）

R3 

A=8人（黒田、橋本、堀切、渡辺、正村、柴田、西尾、常通）

F=1人（早苗）

議運委

R4 

A=10人（中田、橋本、渡辺、立川、中村、鈴木、正村、柴田、西尾、常通）

F=1人（早苗）

R3 

A=14人（黒田、中田、橋本、堀切、渡辺、梶澤、立川、中村、鈴木、正村、広瀬、柴田、西尾、常通）

F=1人（早苗）

予決特委

R4 

A=13人（中田、橋本、堀切、渡辺、梶澤、立川、中村、鈴木、寺町、正村、柴田、西尾、常通）

F=1人（早苗）

R3 

A=14人（黒田、中田、橋本、堀切、渡辺、梶澤、中村、鈴木、寺町、正村、広瀬、柴田、西尾、常通）

B=1人（立川）

・これまでの議員研修会等で先進事例を紹介いただいたように、審査前もしくは審査後に議員間討議が行えると、より論点・争点が明確になり審査が行えると考える

F=1人（早苗）

(2) 町民に対し審査の経過及び所管する行政課題等に対処することを目的に、意見交換会等を開催すること。

・委員会は、審査及び調査に当たり、資料等を公開し、町民に分かりやすい議論を行ったか。（意見交換会等を行ったか。）

委員会評価

所管

総務経済委

R4 

A=6人（中田、梶澤、立川、中村、鈴木、寺町）

F=1人（早苗）

R3 

A=7人（中田、梶澤、立川、中村、鈴木、寺町、広瀬）

F=1人（早苗）

**厚生文教委**

R4 

A=7人（橋本、堀切、渡辺、正村、柴田、西尾、常通）

F=1人（早苗）

R3 

A=8人（黒田、橋本、堀切、渡辺、正村、柴田、西尾、常通）

F=1人（早苗）

**議運委**

R4 

A=10人（中田、橋本、渡辺、立川、中村、鈴木、正村、柴田、西尾、常通）

F=1人（早苗）

R3 

A=14人（黒田、中田、橋本、堀切、渡辺、梶澤、立川、中村、鈴木、正村、広瀬、柴田、西尾、常通）

F=1人（早苗）

(3) 委員長は、副委員長と協議のうえ、委員会の秩序保持に努め、効率的な議事の整理を行い、委員会の事務をつかさどること。

- 委員長は、副委員長と協議し、委員会の秩序保持に努め、効率的な議事整理を行い、委員会の事務をつかさどったか。

**委員会評価**

**所管**

**総務経済委**

R4 

A=6人（中田、梶澤、立川、中村、鈴木、寺町）

F=1人（早苗）

R3 

A=7人（中田、梶澤、立川、中村、鈴木、寺町、広瀬）

F=1人（早苗）

**厚生文教委**

R4 

A=7人（橋本、堀切、渡辺、正村、柴田、西尾、常通）

F=1人（早苗）

R3 

A=8人（黒田、橋本、堀切、渡辺、正村、柴田、西尾、常通）

F=1人（早苗）

**議運委**

R4 

A=10人（中田、橋本、渡辺、立川、中村、鈴木、正村、柴田、西尾、常通）

F=1人（早苗）

R3 

A=14人（黒田、中田、橋本、堀切、渡辺、梶澤、立川、中村、鈴木、正村、広瀬、柴田、西尾、常通）

F=1人（早苗）

**予決特委**

R4 

A=13人（中田、橋本、堀切、渡辺、梶澤、立川、中村、鈴木、寺町、正村、柴田、西尾、常通）

F=1人（早苗）

R3 

A=14人（黒田、中田、堀切、渡辺、梶澤、立川、中村、鈴木、寺町、正村、広瀬、柴田、西尾、常通）

F=2人（橋本、早苗）

(4) 委員長は、討議による合意形成に努め、委員長報告を作成し、報告に当たっては、論点、争点等を明確にすること

- ・委員長は、討議による合意形成に努め、委員長報告を作成し、報告に当たり、論点、争点等を明確にしたか。

委員会評価

所管

総務経済委

R4 

A=5人（中田、梶澤、立川、中村、寺町）

B=1人（鈴木）

- ・討議による合意形成に努めたが、ミーティングの活用方法に改善の余地がある

F=1人（早苗）

R3 

A=7人（中田、梶澤、立川、中村、鈴木、寺町、広瀬）

F=1人（早苗）

厚生文教委

R4 

A=6人（橋本、堀切、正村、柴田、西尾、常通）

B=1人（渡辺）

- ・ミーティングなどを活用しながら討議による合意形成に努めたが、ミーティングの持ち方、開催の工夫など改善の余地はあると考える

F=1人（早苗）

R3 

A=7人（黒田、橋本、堀切、正村、柴田、西尾、常通）

B=1人（渡辺）

- ・ミーティングなどを活用しながら討議による合意形成に努めたが、オンライン開催ということもあり、ミーティングの持ち方など改善の余地はあると考える

F=1人（早苗）

**議運委**

R4 →

A=9人（中田、橋本、渡辺、立川、鈴木、正村、柴田、西尾、常通）

B=1人（中村）

- ・論点、争点の明確化に努めたい

F=1人（早苗）

R3 ↓

A=13人（黒田、中田、橋本、堀切、渡辺、梶澤、立川、鈴木、正村、広瀬、柴田、西尾、常通）

B=1人（中村）

- ・論点、争点等の明確化に努めたい

F=1人（早苗）

**予決特委**

R4 ↑

A=13人（中田、橋本、堀切、渡辺、梶澤、立川、中村、鈴木、寺町、正村、柴田、西尾、常通）

F=1人（早苗）

R3 →

A=14人（黒田、中田、堀切、渡辺、梶澤、立川、中村、鈴木、寺町、正村、広瀬、柴田、西尾、常通）

F=2人（橋本、早苗）

**（議長及び議員の活動原則）**

**第5条** 議長及び議員は、次に掲げる原則に基づき、次の活動を行います。

（1） 議長は、議会を代表し、公正で民主的かつ公平な立場において職務を行い、効率的な議会運営を行うこと。

・議長は、議会を代表し、公正で民主的かつ公平な立場において職務を行い、効率的な議会運営を行っていたと考えるか。

R4 →

A=14人（中田、橋本、堀切、渡辺、梶澤、立川、中村、鈴木、寺町、正村、柴田、西尾、常通、早苗）

R3 ↓

A=16人（黒田、中田、橋本、堀切、渡辺、梶澤、立川、中村、鈴木、寺町、正村、広瀬、柴田、西尾、常通、早苗）

(2) 議員は、議員相互間の討議を重んじて活動すること。

- ・議員は、議員相互間の討議を重んじて活動したと考えるか。

R4 

A=14人（中田、橋本、堀切、渡辺、梶澤、立川、中村、鈴木、寺町、正村、柴田、西尾、常通、早苗）

R3 

A=14人（黒田、中田、堀切、渡辺、梶澤、立川、中村、鈴木、寺町、正村、広瀬、柴田、西尾、常通）

B=2人（橋本、早苗）

- ・自由に討議出来る機会（場）を増やす

- ・あなたは、議員相互間の討議を重んじて活動したと考えるか。

R4 

A=14人（中田、橋本、堀切、渡辺、梶澤、立川、中村、鈴木、寺町、正村、柴田、西尾、常通、早苗）

R3 

A=15人（黒田、中田、堀切、渡辺、梶澤、立川、中村、鈴木、寺町、正村、広瀬、柴田、西尾、常通、早苗）

B=1人（橋本）

- ・自己研鑽あるのみ

(3) 議員は、町政の課題全般について、町民の意思を的確に把握するとともに、自らの能力を高める不断の研鑽により、町民の代表としてふさわしい活動をすること。

- ・議員は、町政の課題全般について、町民の意思を的確に把握するとともに、自らの能力を高める不断の研鑽により、町民の代表としてふさわしい活動をしたと考えるか。

R4 

A=13人（中田、橋本、堀切、渡辺、梶澤、立川、中村、寺町、正村、柴田、西尾、常通、早苗）

B=1人（鈴木）

- ・コロナ禍の影響により対面での調査活動など難しかった感じる

R3 

A=13人（中田、堀切、渡辺、梶澤、立川、中村、鈴木、寺町、正村、柴田、西尾、常通、早苗）

B=2人（黒田、広瀬）

- ・コロナの影響もあり万全だったとは言い難い

E=1人（橋本）

- ・他の議員のことはわからない

- ・あなたは、町政の課題全般について、町民の意思を的確に把握するとともに、自らの能力を高める不断の研鑽により、町民の代表としてふさわしい活動をしたか。

**R4** 

A=10人（中田、堀切、梶澤、立川、寺町、正村、柴田、西尾、常通、早苗）

B=4人（橋本、渡辺、鈴木、中村）

- ・コロナ禍のため活動自体が思うようにできなかつた
- ・コロナ禍により対面での意思把握は困難な場面もあり、さまざまな工夫をこらしながら改善し自己研鑽に努めていく
- ・コロナ禍の影響により対面での調査活動など難しかつた感じる
- ・町政の課題全般についての研鑽に努めたい

**R3** 

A=12人（中田、堀切、梶澤、立川、鈴木、寺町、正村、広瀬、柴田、西尾、常通、早苗）

B=4人（黒田、橋本、渡辺、中村）

- ・コロナの影響もあり万全だったとは言い難い
- ・コロナ禍により対面での意思把握は困難な場面もあり、様々な工夫を凝らしながら改善し自己研鑽に努めていく
- ・コロナ禍の状況を理由にはできないが、調査活動不足を感じている

（4）議員は、議会の構成員として公正かつ誠実に職務を遂行し、町民全体の福祉の向上及び豊かなまちづくりの推進を目指して活動すること。

- ・議員は、議会の構成員として公正かつ誠実に職務を遂行し、町民全体の福祉の向上及び豊かなまちづくりの推進を目指し活動したと考えるか。

**R4** 

A=14人（中田、橋本、堀切、渡辺、梶澤、立川、中村、鈴木、寺町、正村、柴田、西尾、常通、早苗）

**R3** 

A=16人（黒田、中田、橋本、堀切、渡辺、梶澤、立川、中村、鈴木、寺町、正村、広瀬、柴田、西尾、常通、早苗）

- ・あなたは、議会の構成員として公正かつ誠実に職務を遂行し、町民全体の福祉の向上及び豊かなまちづくりの推進を目指し活動したか。

**R4** 

A=14人（中田、橋本、堀切、渡辺、梶澤、立川、中村、鈴木、寺町、正村、柴田、西尾、常通、早苗）

**R3** 

A=15人（黒田、中田、堀切、渡辺、梶澤、立川、中村、鈴木、寺町、正村、広瀬、柴田、西尾、常通、早苗）

B=1人（橋本）

### (議員研修の充実強化)

第6条 議会は、議員の政策形成及び立案能力等の向上を図るため、別に定める芽室町議会議員研修要綱（平成24年3月30日制定）に基づき、議員研修を実施します。

- ・議会は、議員の政策形成及び立案能力等の向上を図るため、芽室町議会議員研修要綱に基づき、議員研修を実施したと考えるか。

R4 

A=12人（中田、橋本、堀切、渡辺、梶澤、立川、中村、寺町、正村、西尾、常通、早苗）

B=1人（鈴木）

コロナ禍の状況により、十分とは言えないが実施できた

E=1人（柴田）

- ・最善は尽くしたと考える

R3 

A=5人（堀切、梶澤、正村、柴田、常通）

- ・コロナ禍で満足とは言えないが、可能な範囲の試みでよかったです

B=8人（黒田、中田、立川、中村、鈴木、寺町、広瀬、早苗）

- ・コロナの影響もありできないものも多かった

・感染症などで中止することがないよう、オンライン研修など対案として計画案があれば良かった

・今年度の議員研修会は、オンライン開催であるにも関わらず、コロナ禍を理由に参加者を町民限定にするなどし、さらには周知不足により町民の参加がゼロという状況であったことは、これまで芽室町議会が行ってきた議員研修会開催に対する認識とは大きく異なった

- ・コロナ禍の状況もあり、計画通りの開催には至らなかった

- ・コロナ禍の影響により、十分とはいえないが実施できた

- ・一部は行うことができたと思うが、コロナ禍で開催できない方が多かった

- ・コロナ禍を想定して様々な手法を用い実施する

C=2人（渡辺、西尾）

- ・コロナ禍においては研修目的の達成のためにオンラインを活用し、もっと積極的に取り組むことが必要

- ・コロナウイルス感染防止のために

F=1人（橋本）

2 議会は、議員研修の充実、強化に当たり、広く各分野の専門家、町民各層等から情報を得て議員研修計画を策定し、研修会及び研究会などを積極的に開催します。

- ・議会は、議員研修の充実、強化に当たり、広く各分野の専門家、町民各層等から情報を得て議員研修計画を策定し、研修会及び研究会などを積極的に開催したと考えるか。

R4 

A=11人（中田、橋本、堀切、渡辺、梶澤、中村、寺町、正村、西尾、常通、早苗）

B=2人（立川、鈴木）

- ・議員定数・報酬に関する内容は住民と共に学べるフォーラム等を開催し、地方議会の課題等について住民と共通認識を持つべきだった。また、議長が芽室町議会の取り組み等について登壇する全国規模のフォーラムには全議員が参加してはいかがか（オンライン参加も可能である）。せっかくの議会改革の取り組みが議会内に共有されていないことが勿体無い

- ・議員研修の充実は、「量より質」の充実と考える

E=1人（柴田）

- ・コロナ禍もあり試行錯誤の中進める努力はした

R3 

A=6人（中田、堀切、梶澤、正村、常通、早苗）

B=6人（黒田、立川、中村、鈴木、寺町、広瀬）

- ・中止になった意見交換もあった
- ・予定されていたいくつかの研修会が中止となった。コロナ禍の中でも開催できる手法を用いた研修会開催を追加で検討するべきであった（研修機会が少なかつた）
- ・コロナ禍の状況もあり、計画通りの開催には至らなかった
- ・コロナ禍の影響により、十分とはいえないが、オンラインなど開催方法を検討しながら実施できた
- ・一部は行うことができたと思うが、コロナ禍で開催できない方が多かった

C=2人（渡辺、西尾）

- ・コロナ禍においては研修目的の達成のためにオンラインを活用し、もっと積極的に取り組むことが必要
- ・コロナウイルス感染防止のために

E=1人（柴田）

- ・2年を超えるコロナの状況の中、今後においても様々な形の在り方を模索していくなら良い

F=1人（橋本）

### (議員の政治倫理)

第7条 議会は、芽室町議会議員政治倫理条例（平成24年芽室町条例第33号）に基づき、議員は、二元代表制の一翼を担う町民全体の奉仕者及び特別公務員としての倫理性を常に自覚し、自己の地位に基づく影響力を不正に行使しません。

- ・議員は、芽室町議会議員政治倫理条例に基づき、町民全体の奉仕者及び特別公務員としての倫理性を常に自覚し、自己の地位に基づく影響力を不正に行使することはなかったと考えるか。

R4 →

A=14人（中田、橋本、堀切、渡辺、梶澤、立川、中村、鈴木、寺町、正村、柴田、西尾、常通、早苗）

R3 ↑

A=16人（黒田、中田、橋本、堀切、渡辺、梶澤、立川、中村、鈴木、寺町、正村、広瀬、柴田、西尾、常通、早苗）

- ・あなたは、町民全体の奉仕者及び特別公務員としての倫理性を常に自覚し、自己の地位に基づく影響力を不正に行使することはなかったか。

R4 →

A=14人（中田、橋本、堀切、渡辺、梶澤、立川、中村、鈴木、寺町、正村、柴田、西尾、常通、早苗）

R3 ↑

A=16人（黒田、中田、橋本、堀切、渡辺、梶澤、立川、中村、鈴木、寺町、正村、広瀬、柴田、西尾、常通、早苗）

### 第3章 町民と議会との関係

#### (町民参加及び町民との連携)

第8条 議会は、議会の活動に関する情報公開、共有を徹底し、説明責任を十分に果たし、町民が議会活動に参加する機会を確保します。

- ・議会は、議会の活動に関する情報公開、共有を徹底し、説明責任を十分に果たし、町民が議会活動に参加する機会を確保したかと考えるか。

R4 →

A=13人（中田、橋本、堀切、渡辺、梶澤、中村、鈴木、寺町、正村、柴田、西尾、常通、早苗）

B=1人（立川）

- ・議会モニターミーティング、P T Aとの意見交換会などは理由はともあれ例年と比較し規模縮小となっている

R3 →

A=15人（黒田、中田、堀切、渡辺、梶澤、立川、中村、鈴木、寺町、正村、広瀬、柴田、西尾、常通、早苗）

B=1人（橋本）

- ・感染症対策を講じての開催

2 議会は、本会議及び委員会並びに全員協議会（以下「議会の諸会議」といいます。）の日程及び内容は、事前に町民に周知するとともに、審議過程及び結果についても情報を公開し、共有します。

- ・議会は、本会議及び委員会並びに全員協議会の日程及び内容は、事前に町民に周知するとともに、審議過程及び結果についても情報を公開し、共有したと考えるか。

R4 

A=14人（中田、橋本、堀切、渡辺、梶澤、立川、中村、鈴木、寺町、正村、柴田、西尾、常通、早苗）

R3 

A=16人（黒田、中田、橋本、堀切、渡辺、梶澤、立川、中村、鈴木、寺町、正村、広瀬、柴田、西尾、常通、早苗）

3 議会は、本会議及び委員会の運営に当たり、参考人制度や公聴会制度を十分に活用し、町民の意向及び学識経験者等の専門的かつ政策的識見等を議会の意思決定に反映します。

- ・議会は、本会議及び委員会の運営に当たり、参考人制度や公聴会制度を十分に活用し、町民の意向及び学識経験者等の専門的かつ政策的識見等を議会の意思決定に反映したと考えるか。

R4 

A=11人（中田、橋本、梶澤、中村、鈴木、寺町、正村、柴田、西尾、常通、早苗）

B=1人（渡辺）

- ・公聴会の実績がない（常に行わなければならないことではない）

C=1人（立川）

- ・専門知見を活用したい案件があり委員長等に申し出を行ったが、叶わなかった。議員の知見だけではなく、もっと外部からの知見を活用するべきである

F=1人（堀切）

R3 

A=12人（中田、橋本、渡辺、梶澤、立川、中村、鈴木、寺町、正村、柴田、常通、早苗）

- ・公聴会制度については研究が必要

B=3人（黒田、広瀬、西尾）

- ・公聴会などのあり方を研究すべきだが、勉強会などは開催できた

- ・コロナウイルス感染防止での参考人の在り方

F=1人（堀切）

4 議会は、請願、陳情を町民による政策提案と位置付け、審査においては、提案者の意見を聴く機会を確保します。

- ・議会は、請願、陳情を町民による政策提案と位置付け、審査において、提案者の意見を聴く機会を確保したと考えるか。

R4 

A=14人（中田、橋本、堀切、渡辺、梶澤、立川、中村、鈴木、寺町、正村、柴田、西尾、常通、早苗）

R3



A=14人（黒田、中田、堀切、渡辺、梶澤、立川、中村、鈴木、正村、広瀬、柴田、西尾、常通、早苗）

B=1人（寺町）

- ・コロナ禍で参考人を呼べなかった

F=1人（橋本）

5 議会は、議会報告と意見交換会を毎年開催するなど、広く町民の意見を聴取する機会を確保し、議会、議員による政策提案を行います。

- ・議会は、議会報告と意見交換会を毎年開催するなど、広く町民の意見を聴取する機会を確保し、議会、議員による政策提案を行ったと考えるか。

R4



A=10人（橋本、堀切、渡辺、梶澤、鈴木、寺町、柴田、西尾、常通、早苗）

B=3人（中田、中村、正村）

- ・意見交換会の回数、準備や振り返りを含めた時間より、その後の議論や調査・研究の場を多くする
- ・様々な手法を用い意見交換会を開催できたが、政策提案については、なかなか踏み込めない状況であり課題として残った
- ・令和4年度総括を踏まえ、令和5年度は事業の目的・目標の明確化、事業手法のあり方を検討し、より町民の声を政策に反映させる仕組みをあらたに構築する

C=1人（立川）

- ・地域への議会報告会に位置付けられているPTAとの意見交換会は書面でのアンケートのみとなり、議会報告や意見を交わすことができていない。対面以外でもコミュニケーションを図ることは可能だし、これまでそれが実施できていた

R3



A=13人（黒田、中田、渡辺、梶澤、中村、鈴木、寺町、正村、広瀬、柴田、西尾、常通、早苗）

- ・委員会からの意見書、提言等も政策提案と同等と考える

B=3人（橋本、堀切、立川）

- ・コロナ禍でできなかつた部分もあるので、オンライン等での開催を追及する
- ・町民意見を反映した政策提案を行うには至っていない。政策形成サイクルを意識した議会（委員会）運営が必要

#### （議会広報の充実）

**第9条** 議会は、町政に係る論点、争点の情報を、議会独自の視点から町民に対して周知します。

- ・議会は、町政に係る論点、争点の情報を、議会独自の視点から町民に対して周知したと考えるか。

R4



A=13人（中田、橋本、堀切、渡辺、梶澤、中村、鈴木、寺町、正村、柴田、西尾、常通、早苗）

- ・ホームページ改修などで一定の成果はあるが、北大から提案のあった「議会のトリセツ」や「議員紹介ページ」など、工夫や改善は必要と考える

B=1人（立川）

- ・議会だよりのみではなく、SNSの即時性を活かした議会目線のわかりやすい発信が必要

R3 ↑

A=15人（黒田、中田、橋本、堀切、渡辺、梶澤、中村、鈴木、寺町、正村、広瀬、柴田、西尾、常通、早苗）

- ・今後も様々な方向から、議会報告の充実に向け進み続ける

B=1人（立川）

- ・議会だより以外の周知方法も検討するべきではないか（即時性も必要ではないか）

2 議会は、情報通信技術（I C T）の発展を踏まえた多様な広報手段を活用し、多くの町民が行政に関心を持つように議会広報活動を行います。

- ・議会は、情報通信技術（I C T）の発展を踏まえた多様な広報手段を活用し、多くの町民が行政に関心を持つように議会広報活動を行ったと考えるか。

R4 ↓

A=12人（中田、橋本、堀切、渡辺、梶澤、中村、鈴木、寺町、正村、柴田、西尾、早苗）

B=1人（常通）

- ・携帯端末で手軽に見られる「YouTube」アプリの活用

C=1人（立川）

- ・議会SNSは運用の強化が必要。検討事項だと考える。現在3つのアカウントの運用を行なっているがFacebook以外への発信できていないようだ

R3 ↑

A=15人（黒田、中田、橋本、堀切、渡辺、梶澤、中村、鈴木、寺町、正村、広瀬、柴田、西尾、常通、早苗）

B=1人（立川）

- ・議会SNSの形骸化は改善すべき。意見交換会などいくつかの議会行事においては発信の抜け落ちがあるなど、SNSが持つ即時性が生かされていない。議会だより同様に工夫が必要ではないか

#### （議会白書、議会の自己評価）

第10条 議会は、町民に対し、議会及び議員の活動内容を公表し、情報を共有することにより、議会活動の活性化を図ります。

- ・議会は、町民に対し、議会及び議員の活動内容を公表し、情報を共有することにより、議会活動の活性化を図ったと考えるか。

R4 ↓

A=11人（中田、橋本、堀切、渡辺、梶澤、鈴木、寺町、柴田、西尾、常通、早苗）

B=3人（立川、中村、正村）

- ・議会だよりは引き続き研究が必要
- ・評価の意義、活用についての議員相互の意識の共有が必要
- ・HOPSの提言をもとに自己評価、議会白書のあり方について検討をする

R3 ↑

A=16人（黒田、中田、橋本、堀切、渡辺、梶澤、立川、中村、鈴木、寺町、正村、広瀬、柴田、西尾、常通、早苗）

2 議会は、議会の基礎的な資料・情報、議会の評価等を1年ごとに調製し、議会白書として町民に公表します。

- ・議会は、議会の基礎的な資料・情報、議会の評価等を1年ごとに調製し、議会白書として町民に公表したと考えるか。

R4

A=14人（中田、橋本、堀切、渡辺、梶澤、立川、中村、鈴木、寺町、正村、柴田、西尾、常通、早苗）

R3

A=16人（黒田、中田、橋本、堀切、渡辺、梶澤、立川、中村、鈴木、寺町、正村、広瀬、柴田、西尾、常通、早苗）

3 議会は、議会の活性化に終えんがないことを常に認識し、議会としての評価を1年ごとに適正に行い、評価の結果を町民に公表します。

- ・議会は、議会の活性化に終えんがないことを常に認識し、議会としての評価を1年ごとに適正に行い、評価の結果を町民に公表したと考えるか。

R4

A=14人（中田、橋本、堀切、渡辺、梶澤、立川、中村、鈴木、寺町、正村、柴田、西尾、常通、早苗）

R3

A=16人（黒田、中田、橋本、堀切、渡辺、梶澤、立川、中村、鈴木、寺町、正村、広瀬、柴田、西尾、常通、早苗）

4 議会白書及び議会としての評価に関して必要な事項は、議長が別に定めます。

- ・議会白書及び議会としての評価に関して必要な事項は、議長が別に定めたか。

R3 R4

客観的事実に基づくものであり評価項目としない

- ・議会白書及び議会としての評価に関して必要な事項は、議長が別に定めたか。

#### 第4章 町長等と議会との関係

##### （町長等と議会、議員の関係）

第11条 町長等と議会は、それぞれの機関の特性を活かすとともに、政策をめぐる論点、争点を明確にし、緊張関係を維持しながら行政を運営します。

- ・町長等と議会は、それぞれの機関の特性を活かすとともに、政策をめぐる論点、争点を明確にし、緊張関係を維持しながら行政を運営したと考えるか。

R4

A=13人（中田、橋本、堀切、渡辺、梶澤、立川、中村、鈴木、寺町、柴田、西尾、常通、早苗）

B=1人（正村）

・町長の権限は拡大しており、議員個々の取り組みもさることながら、町民意見にもとづいた議会の意思をもっと明確にしてはどうか。町民意見を政策に反映するため議員間討議を習慣化させたい

R3

A=16人（黒田、中田、橋本、堀切、渡辺、梶澤、立川、中村、鈴木、寺町、正村、広瀬、柴田、西尾、常通、早苗）

2 議員と町長等との質疑応答は、広く町政上の論点、争点を明確にするため、一問一答方式で行います。

- ・議員と町長等との質疑応答は、一問一答方式により、広く町政上の論点、争点を明確にしたと考えるか。

R4

A=14人（中田、橋本、堀切、渡辺、梶澤、立川、中村、鈴木、寺町、正村、柴田、西尾、常通、早苗）

R3 ↓

A=14人（中田、堀切、渡辺、梶澤、立川、中村、鈴木、寺町、正村、広瀬、柴田、西尾、常通、早苗）

B=2人（黒田、橋本）

・最近は一問一答とは違った形の質問形式が多い

・あなたと町長等との質疑応答は、一問一答方式により、広く町政上の論点、争点を明確にしたと考えるか。

R4 ↓

A=10人（中田、堀切、渡辺、梶澤、立川、鈴木、寺町、正村、西尾、常通）

B=2人（橋本、中村）

・不明確な部分が多少なりともあった感じている

・論点、争点の明確化に努めたい

F=2人（柴田、早苗）

R3 ↑

A=13人（黒田、中田、堀切、渡辺、梶澤、立川、鈴木、寺町、正村、広瀬、柴田、西尾、常通）

B=2人（橋本、中村）

・争点の明確化に努めたい

F=1人（早苗）

3 議員は、一般質問等に当たっては、目的を十分認識し、単に町長等への質問に終始することなく、討議による政策論争を展開します。

・議員の一般質問等は、目的を十分認識し、単に町長等への質問に終始することなく、討議による政策論争を展開したと考えるか。

R4 ↑

A=14人（中田、橋本、堀切、渡辺、梶澤、立川、中村、鈴木、寺町、正村、柴田、西尾、常通、早苗）

R3 ↑

A=14人（中田、橋本、堀切、渡辺、梶澤、立川、中村、鈴木、寺町、正村、柴田、西尾、常通、早苗）

B=2人（黒田、広瀬）

・あなたの一般質問等は、目的を十分認識し、単に町長等への質問に終始することなく、討議による政策論争を展開することができたか。

R4 →

A=9人（中田、堀切、梶澤、立川、鈴木、寺町、正村、西尾、常通）

B=3人（橋本、渡辺、中村）

・さらに自己研鑽に努め、討議による政策論争を展開できるようにする

・政策論争の展開の意識化に努めたい

F=2人（柴田、早苗）

R3 →

A=9人（中田、堀切、渡辺、梶澤、立川、鈴木、寺町、正村、常通）

B=3人（黒田、中村、西尾）

- ・政策討議にまで至っていない部分がある
- ・政策論争への展開に努めたい
- ・一般質問なし

F=4人（橋本、広瀬、柴田、早苗）

4 議員は、一般質問の通告に基づき町長等から提出された答弁書をもとに、討議の充実を図ります。

- ・議員の一般質問は、通告に基づき町長等から提出された答弁書をもとに、討議の充実を図ることができたと考えるか。

R4 ↑

A=14人（中田、橋本、堀切、渡辺、梶澤、立川、中村、鈴木、寺町、正村、柴田、西尾、常通、早苗）

R3 ↑

A=14人（黒田、中田、橋本、堀切、渡辺、梶澤、立川、中村、鈴木、寺町、正村、西尾、常通、早苗）

B=1人（広瀬）

F=1人（柴田）

- ・あなたの一般質問は、通告に基づき町長等から提出された答弁書をもとに、討議の充実を図ることができたと考えるか。

R4 ↑

A=10人（中田、堀切、渡辺、梶澤、立川、鈴木、寺町、正村、西尾、常通）

B=2人（橋本、中村）

- ・さらなる研鑽が必要
- ・討議の充実のため、取り巻く課題について更に研究する必要性を感じている

F=2人（柴田、早苗）

R3 ↑

A=11人（黒田、中田、堀切、渡辺、梶澤、立川、鈴木、寺町、正村、西尾、常通）

B=1人（中村）

- ・教育についての、自身のしっかりした課題の整理の必要性を痛感している

F=4人（橋本、広瀬、柴田、早苗）

5 議員は、二元代表民主制の充実と町民自治の観点から、法定以外の執行機関の諮問機関、審議会等の委員に就任しません。

- ・議員は、法定以外の執行機関の諮問機関、審議会等の委員に就任しなかったか。

R4 →

A=14人（中田、橋本、堀切、渡辺、梶澤、立川、中村、鈴木、寺町、正村、柴田、西尾、常通、早苗）

|       |  |  |
|-------|--|--|
| R3    |  | A=16人（黒田、中田、橋本、堀切、渡辺、梶澤、立川、中村、鈴木、寺町、正村、広瀬、柴田、西尾、常通、早苗）<br>・あなたは、法定以外の執行機関の諮問機関、審議会等の委員に就任しなかったか。                 |
| R4    |  | A=14人（中田、橋本、堀切、渡辺、梶澤、立川、中村、鈴木、寺町、正村、柴田、西尾、常通、早苗）   |
| R3    |  | A=16人（黒田、中田、橋本、堀切、渡辺、梶澤、立川、中村、鈴木、寺町、正村、広瀬、柴田、西尾、常通、早苗）   |
| 6     |  | 議長から議会の諸会議への出席を要請された町長及び執行機関の長並びに職員（以下「町長等執行機関の長等」といいます。）は、議員の質疑及び質問に対して、議長及び委員長の許可を得て、論点、争点を明確にするため反問することができます。 |
| R3-R4 |  | 町長等執行機関の長等の権利規定であり、評価項目としない<br>・議員の質疑及び質問に対し、町長及び職員は、論点、争点を明確にするための反問をしたと考えるか。                                   |
| R3-R4 |  | 町長等執行機関の長等の権利規定であり、評価項目としない<br>・あなたの質疑及び質問に対し、町長及び職員は、論点、争点を明確にするための反問をしたと考えるか。                                  |
| 7     |  | 議長から議会の諸会議への出席を要請された町長等執行機関の長等は、議員又は委員会による条例の提案、議案の修正、決議等に対して、議長又は委員長の許可を得て、反論することができます。                         |
| R3-R4 |  | 町長等執行機関の長等の権利規定であり、評価項目としない<br>・議員の質疑及び質問に対し、議員又は委員会による条例の提案、議案の修正、決議等に対して、町長等執行機関の長等は、議長又は委員長の許可を得て、反論したと考えるか。  |
| R3-R4 |  | 町長等執行機関の長等の権利規定であり、評価項目としない<br>・あなたの質疑及び質問に対し、議員又は委員会による条例の提案、議案の修正、決議等に対して、議長又は委員長の許可を得て、反論したか。                 |

#### （政策形成過程等）

第12条 議会は、町長等が提案する重要な政策等の意思決定においては、その水準を高めるため、次に掲げる政策形成過程を論点として審議します。

- (1) 政策等の発生源
- (2) 検討した他の政策等の内容
- (3) 他の自治体の類似する政策等との比較検討
- (4) 総合計画の実行計画及び個別計画における根拠又は位置付け
- (5) 関係ある法令及び条例等
- (6) 政策等の実施に関わる財源措置
- (7) 総合計画上の実行計画及び将来にわたる政策等のコスト計算

- ・議会は、町長等が提案する重要な政策等の意思決定において、その水準を高めるため、7項目をもとに政策形成過程を論点として審議したと考えるか。

R4 →

A=9人（中田、橋本、堀切、渡辺、梶澤、寺町、柴田、西尾、早苗）

- ・常に7項目を意識して審議に臨むことが必要

B=5人（立川、中村、鈴木、正村、常通）

- ・委員会単位での事前MTG等による論点整理の実施が定着すると、より深く充実した審議が行えると考える
- ・7項目の意識化に努めたい
- ・7項目を確認・共有してから審議する方法が良い
- ・だんだんと意識が薄れているように感じる。再度全員で意識づけの共通認識を図る

R3 ↗

A=9人（中田、堀切、寺町、正村、広瀬、柴田、西尾、常通、早苗）

B=7人（黒田、橋本、渡辺、梶澤、立川、中村、鈴木）

- ・十分とは言えない
- ・常に7項目を意識して審議に臨むことが必要
- ・特に重要政策については、7項目を確認・共有してからの調査を進めるべき
- ・7項目に基づきながらの審議については繰り返し議員間で再確認の時間を持てると、より質の高い質疑や委員会調査のつながると考える。議会サポーターによる質問力向上の研修も定期的に必要ではないか
- ・7項目の更なる意識化、定着化に努めたい
- ・7項目を意識した審議が求められることを習慣づけが必要

2 議会は、前項の政策等の提案を審議するに当たっては、政策等の適否を判断する観点から、立案、決定、執行における論点、争点を明確にし、執行後を想定した審議を行います。

- ・議会は、政策等の提案を審議するに当たり、政策等の適否を判断する観点から、立案、決定、執行における論点、争点を明確にし、執行後を想定した審議を行ったと考えるか。

R4 →

A=10人（中田、橋本、堀切、渡辺、梶澤、立川、寺町、柴田、西尾、早苗）

B=4人（中村、鈴木、正村、常通）

- ・議員間討議の継続、充実に努めたい
- ・執行後を想定した審議が不十分である
- ・まだ、十分とは言えない感じる。議員間討議の更なる充実を図る

R3



A=12人（中田、堀切、渡辺、立川、中村、寺町、正村、広瀬、柴田、西尾、常通、早苗）

B=4人（黒田、橋本、梶澤、鈴木）

- ・不足していた部分もある
- ・執行後まで想定した審議まで至っていない。自由討議で更なる論点・争点整理が必要
- ・執行後を想定した審議が不足している

#### （評価の実施）

第13条 議会は、決算審査において、町長等が執行した政策等（計画、政策、施策、事務事業等）の評価（以下「議会の評価」といいます。）を行います。

- ・議会は、決算審査において、町長等が執行した政策等（計画、政策、施策、事務事業等）の評価を行ったと考えるか。

R4



A=13人（中田、橋本、堀切、渡辺、梶澤、中村、鈴木、寺町、正村、柴田、西尾、常通、早苗）

B=1人（立川）

- ・議員個々の質疑で終わっている。審査前や審査後のアクションが必要。次年度予算に向けた議員間討議、政策提言などが実施できると良い

R3



A=15人（黒田、中田、橋本、堀切、渡辺、梶澤、中村、鈴木、寺町、正村、広瀬、柴田、西尾、常通、早苗）

B=1人（立川）

- ・「議会」としては行えていない。第4条の問い合わせに記載したように、予決特の際には議員間討議の時間を設けるなど、審査日程の工夫も必要ではないか

2 議会は、予算に十分反映させるため、議会の評価結果を町長等に明確に示します。

- ・議会は、予算に十分反映させるため、議会の評価結果を町長等に明確に示したと考えるか。

R4



A=13人（中田、橋本、堀切、渡辺、梶澤、中村、鈴木、寺町、正村、柴田、西尾、常通、早苗）

C=1人（立川）

- ・課題のある事業についての委員会提言等は反映されることがあるが、決算審査後の議員間討議、政策提言が定例化されていない。議会のルーティン作りが必要ではないか

R3



A=14人（黒田、中田、橋本、堀切、渡辺、梶澤、中村、鈴木、寺町、正村、柴田、西尾、常通、早苗）

B=2人（広瀬、立川）

- ・同様に、「議会」としては取り組めていない。決算後の議員間討議、常任委員会として所管事務事業の総括や政策提案など次年度予算編成に向けた何らかのアクションが必要と考える

### (議決事項の拡大)

第14条 議会は、議決責任という役割を果たす観点に立ち、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」といいます。）第96条第2項の議決事件について、次のとおり定めます。

- (1) 芽室町総合計画に係る基本構想及び実施計画
- (2) 定住自立圈形成協定の締結、変更及び同協定の廃止を求める旨の通告
- (3) 芽室町庁舎建設基本計画 ←削除など見直しが必要（柴田）
- (4) 芽室町都市計画マスターplan

（文書質問）

第15条 議員は、通年議会制度を活用し、休会中においても主体的・機動的な議員活動に資するため、議長を経由して町長等に対し文書質問を行うことができます

|   |                     |
|---|---------------------|
| R3-R4   | 議員の権利規定であり、評価項目としない |
| ・議員は、通年議会制度を活用し、休会中においても主体的・機動的な議員活動に資するため、議長を経由して町長等に対し文書質問を行ったか。  |                     |
| R3-R4   | 議員の権利規定であり、評価項目としない |
| ・あなたは、通年議会制度を活用し、休会中においても主体的・機動的な議員活動に資するため、議長を経由して町長等に対し文書質問を行ったか。 |                     |

2 議会は、文書質問の通告文及び町長等の回答文を、議会だより、議会ホームページ等により町民に公表します。

|   |   |
|---|---|
| R4  | ↑ |
| A=14人（中田、橋本、堀切、渡辺、梶澤、立川、中村、鈴木、寺町、正村、柴田、西尾、常通、早苗）    |   |
| R3  | ↓ |
| A=15人（黒田、中田、橋本、堀切、渡辺、立川、中村、鈴木、寺町、正村、広瀬、柴田、西尾、常通、早苗） |   |
| F=1人（梶澤）  |   |

3 文書質問について必要な事項は、芽室町議会会議条例（平成24年芽室町条例第32号。以下「会議条例」といいます。）で定めます。

|                                 |
|---------------------------------|
| •文書質問について必要な事項は、芽室町議会会議条例で定めたか。 |
| H27- 評価項目としない                   |

### 第5章 議員相互の討議

（自由討議による合意形成）

第16条 議会は、議員による討議の場であり、議員相互の討議を中心に運営します。

|   |   |
|---|---|
| •議会は、議員による討議の場をもとに、議員相互の討議を中心に運営したと考えるか。      |   |
| R4  | ↑ |
| A=13人（中田、堀切、渡辺、梶澤、立川、中村、鈴木、寺町、正村、柴田、西尾、常通、早苗） |   |
| B=1人（橋本）                                      |   |
| ・進化はしていると考えるがまだまだ必要と考える                       |   |

R3 →

A=14人（黒田、中田、橋本、堀切、渡辺、中村、鈴木、寺町、正村、広瀬、柴田、西尾、常通、早苗）

B=2人（梶澤、立川）

- ・討議の場の設定も必要に応じ開催すべき
- ・取り組めてはいるが、質を高めるためには議員間討議のスキルアップが必要

2 前項の規定に基づき、本会議及び議会の諸会議への町長等に対する出席要請は、必要最小限に留めるものとし、議員間で活発な討議を行います。

- ・本会議及び議会の諸会議への町長等に対する出席要請は、必要最小限に留めるものとし、議員間で活発な討議を行ったと考えるか。

R4 ↑

A=14人（中田、橋本、堀切、渡辺、梶澤、立川、中村、鈴木、寺町、正村、柴田、西尾、常通、早苗）

R3 →

A=15人（黒田、中田、橋本、堀切、渡辺、梶澤、中村、鈴木、寺町、正村、広瀬、柴田、西尾、常通、早苗）

B=1人（立川）

- ・取り組めてはいるが、より質の高い議員間討議が行えるような研修機会を設けることが必要ではないか

3 議会は、委員会における委員外議員が発言できる機会を保障します。

- ・議会は、委員会における委員外議員が発言できる機会を保障したと考えるか。

R4 ↑

A=14人（中田、橋本、堀切、渡辺、梶澤、立川、中村、鈴木、寺町、正村、柴田、西尾、常通、早苗）

R3 →

A=14人（黒田、中田、橋本、渡辺、梶澤、中村、鈴木、寺町、正村、広瀬、柴田、西尾、常通、早苗）

B=1人（立川）

- ・機会の排除はしていないが、今後はオンライン開催でも委員外発言を行うことを想定した工夫が必要ではないか

F=1人（堀切）

4 議会は、本会議及び委員会において、議員提出議案、町長提出議案及び請願並びに陳情等を審議し結論を出す場合には、議員相互の自由討議により議論を尽くして合意形成に努めるとともに、町民に対する説明責任を十分に果たします。

- ・議会は、本会議及び委員会において、議員提出議案、町長提出議案及び請願並びに陳情等を審議し結論を出す場合、議員相互の自由討議により議論を尽くして合意形成に努めるとともに、町民に対する説明責任を十分に果たしたと考えるか。

R4 ↑

A=14人（中田、橋本、堀切、渡辺、梶澤、立川、中村、鈴木、寺町、正村、柴田、西尾、常通、早苗）

R3 ↑

A=16人（黒田、中田、橋本、堀切、渡辺、梶澤、立川、中村、鈴木、寺町、正村、広瀬、柴田、西尾、常通、早苗）

5 議員は、条例、意見書等の議案の提出を積極的に行うように努め、議員相互の討議により議論を尽くして合意形成を行います。

- ・議員は、条例、意見書等の議案の提出を積極的に行うように努め、議員相互の討議により議論を尽くして合意形成を行ったと考えるか。

R4 →

A=13人（中田、橋本、渡辺、梶澤、立川、中村、鈴木、寺町、正村、柴田、西尾、常通、早苗）

D=1人（堀切）

- ・議員個々の力量アップとともに議会として積極的に議案提案できる力量アップが求められる

R3 →

A=14人（黒田、中田、橋本、堀切、渡辺、立川、中村、鈴木、寺町、正村、柴田、西尾、常通、早苗）

B=2人（梶澤、広瀬）

- ・積極的とは言えないが取り組んでいる

- ・あなたは、条例、意見書等の議案の提出を積極的に行うように努め、議員相互の討議により議論を尽くして合意形成に関わったか。

R4 →

A=10人（中田、渡辺、梶澤、立川、中村、鈴木、寺町、正村、西尾、常通）

B=1人（柴田）

- ・個としては行っていないが委員会として取り組んできた。個として言えば難しい。会派やグループ的なこともコロナ禍で会食・会合ができずにいた

C=1人（橋本）

- ・努めてはいるが積極的とまでは言えない

D=1人（堀切）

- ・議員としての調査、研究、提案能力の力量アップが必要と考える

F=1人（早苗）

R3 →

A=12人（黒田、中田、堀切、渡辺、立川、中村、鈴木、寺町、正村、柴田、西尾、常通）

B=3人（橋本、梶澤、広瀬）

F=1人（早苗）

#### （議員政策討論会の開催）

第17条 議会は、町政に関する重要な政策及び課題等について、議会としての共通認識を深めるとともに、政策形成能力の向上を図るため、議員政策討論会を開催します。

- ・議会は、町政に関する重要な政策及び課題等について、議会としての共通認識を深めるとともに、政策形成能力の向上を図るため、議員政策討論会を開催したか。

R4 ↓

A=2人（西尾、早苗）

B=3人（中田、渡辺、柴田）

- ・それぞれの常任委員会の抽出事業については、年度途中、年度最後に政策討論会を開催し、課題の共通認識、あらたな視点の確認などを行うことが必要と考える
- ・政策討論会ではないが、議員間討議は行った。政策形成能力の向上を図る手段は討論会だけではないと思う
- ・共通認識を深めた後のまとめ方の方向や手法の工夫が必要と考える

C=3人（梶澤、立川、鈴木）

- ・所管常任委員会内は進展しつつも、議会全体による政策討論会には至っていない
- ・政策形成サイクルを意識した委員会運営が必要。抽出事項については、中間報告のように年度途中での開催を設けても良いのではないか。スケジュール管理は必須である
- ・自由討議から政策討論会までは至っていない

D=2人（橋本、寺町）

- ・政策討論会まで至っていない
- ・取り組む努力が必要

F=4人（堀切、中村、正村、常通）

R3 

A=4人（橋本、渡辺、西尾、早苗）

B=1人（広瀬）

C=2人（黒田、立川）

- ・自由討議は充実してきていると考えるが、政策討論会にまでは至っていない
- ・委員会が取り組む抽出事業調査の一環で政策討論会開催についても意見があったが、スケジュールの都合等で今年度中の開催は困難な状況である。開催するのであれば、年度当初からの工程管理が必要である

D=2人（寺町、正村）

- ・機会を作ることができなかつた
- ・政策討論会を開催していない

E=2人（中田、柴田）

- ・討論会は開催していないが、委員会内での討論で共通認識を深められたと考える
- ・議会（委員会も含めて）は行っていると考える

F=5人（堀切、梶澤、中村、鈴木、常通）

- ・共通認識を深める討議が必要
- ・早めに委員会で課題をまとめて、政策討論会で政策に繋げていく

2 議員政策討論会について必要な事項は、議長が別に定めます。

## 第6章 適正な議会機能

### (適正な議会費の確立)

第18条 議会は、議会費について、一定の標準率などを用いて適正な議会活動費の確立を目指します。

- ・議会は、議会費について、一定の標準率などを用いて適正な議会活動費の確立を目指したか。

R4 

A=13人（中田、橋本、堀切、渡辺、梶澤、立川、中村、鈴木、寺町、正村、西尾、常通、早苗）

B=1人（柴田）

- ・取り組んでいるが、予算の限界を感じる出来事が今後も増していくと考える

R3 

A=16人（黒田、中田、橋本、堀切、渡辺、梶澤、立川、中村、鈴木、寺町、正村、広瀬、柴田、西尾、常通、早苗）

2 議会は、議事機関としての機能を確保するとともに、より円滑な議会運営を実現するため、必要な予算を確保します。

- ・議会は、議事機関としての機能を確保するとともに、より円滑な議会運営を実現するため、必要な予算を確保したか。

R4 

A=13人（中田、橋本、堀切、渡辺、梶澤、中村、鈴木、寺町、正村、柴田、西尾、常通、早苗）

- ・今後も最大限の予算確保を願う

B=1人（立川）

- ・事務局機能強化が必要と考える（マンパワー不足で出来ない、ということがないようにしたい）

R3 

A=16人（黒田、中田、橋本、堀切、渡辺、梶澤、立川、中村、鈴木、寺町、正村、広瀬、柴田、西尾、常通、早苗）

3 議会は、議長交際費を含めて、議会費の使途等を議会だより及び議会ホームページ等により町民に公表します。

- ・議会は、議長交際費を含めて、議会費の使途等を議会だより及び議会ホームページ等により町民に公表したか。

R4 

A=14人（中田、橋本、堀切、渡辺、梶澤、立川、中村、鈴木、寺町、正村、柴田、西尾、常通、早苗）

R3 

A=16人（黒田、中田、橋本、堀切、渡辺、梶澤、立川、中村、鈴木、寺町、正村、広瀬、柴田、西尾、常通、早苗）

(議長、副議長志願者の所信表明)

第19条 議会は、議長、副議長の選出に当たり、議会活動の方向性を明確にし、議会の透明性をより一層高め、議会の責務を強く認識するため、それぞれの職を志願する者に所信を表明する機会を設けます。

- ・議会は、議長、副議長の選出に当たり、議会活動の方向性を明確にし、議会の透明性をより一層高め、議会の責務を強く認識するため、それぞれの職を志願する者に所信を表明する機会を設けたか。（参考）令和3年度は改選等による正副議長選挙が無かったため所信表明は無い。

R4 →

F=14人（中田、橋本、堀切、渡辺、梶澤、立川、中村、鈴木、寺町、正村、柴田、西尾、常通、早苗）

|     |          |
|-----|----------|
| R1- | 評価項目としない |
|-----|----------|

(附属機関の設置)

第20条 議会は、議会活動に関し、審査、諮問又は調査のため必要があると認めるときは、別に条例で定めるところにより、学識経験を有する者等で構成する附属機関を設置します。

- ・議会は、議会活動に関し、審査、諮問又は調査のため必要があると認めるときは、別に条例で定めるところにより、学識経験を有する者等で構成する附属機関を設置したか。

R4 ↑

A=13人（中田、橋本、堀切、渡辺、梶澤、立川、中村、鈴木、寺町、正村、西尾、常通、早苗）

F=1人（柴田）

|    |   |
|----|---|
| R3 | ↓ |
|----|---|

A=13人（黒田、中田、堀切、渡辺、梶澤、立川、中村、鈴木、寺町、柴田、西尾、常通、早苗）

B=1人（広瀬）

E=1人（正村）

- ・付属機関を設置する案件は見当たらなかった

F=1人（橋本）

2 附属機関に関して必要な事項は、別に条例で定めます。

|      |                        |
|------|------------------------|
| H30- | すでに条例規定しているため、評価項目としない |
|------|------------------------|

- ・附属機関に関して必要な事項は、別に条例で定めたか。

#### (調査機関の設置)

第 21 条 議会は、町政の課題に関する調査のために必要があると認めるときは、法第 100 条の規定により、学識経験を有する者等で構成する調査機関を設置します。

- ・議会は、町政の課題に関する調査のために必要があると認めるときは、法第 100 条の規定により、学識経験を有する者等で構成する調査機関を設置したか。（参考）令和 4 年度は設置していない。

R4

F=14 人（中田、橋本、堀切、渡辺、梶澤、立川、中村、鈴木、寺町、正村、柴田、西尾、常通、早苗）

R3

F=16 人（黒田、中田、橋本、堀切、渡辺、梶澤、立川、中村、鈴木、寺町、正村、広瀬、柴田、西尾、常通、早苗）

2 議会は、必要があると認めるときは、前項の調査機関に議員を構成員として加えます。

- ・議会は、必要があると認めるときは、前項の調査機関に議員を構成員として加えたか。（参考）令和 4 年度は設置していないため議員を構成員として加える必要はなかった。

R4

F=14 人（中田、橋本、堀切、渡辺、梶澤、立川、中村、鈴木、寺町、正村、柴田、西尾、常通、早苗）

R3

F=16 人（黒田、中田、橋本、堀切、渡辺、梶澤、立川、中村、鈴木、寺町、正村、広瀬、柴田、西尾、常通、早苗）

3 調査機関に関し必要な事項は、会議条例で定めます。

#### (議会事務局の体制整備)

第 22 条 議会は、法第 138 条第 2 項の規定に基づき、芽室町議会事務局を置きます。

2 議会は、議会及び議員の政策立案能力を向上させ、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、議会事務局の機能の強化及び組織体制の整備を図ります。なお、当分の間は、執行機関の法務及び財務機能の活用、職員の併任等を考慮します。

- ・議会は、議会及び議員の政策立案能力を向上させ、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、議会事務局の機能の強化及び組織体制の整備を図ったと考えるか。

R4

A=10 人（堀切、渡辺、梶澤、中村、鈴木、寺町、正村、西尾、常通、早苗）

B=2 人（立川、柴田）

- ・図ったかと言われると現状維持は最低限必要
- ・人員不足により事務局業務に負担が生じているようであれば、検討すべきである。研修機会の確保や先進事例を行っている議会事務局との交流機会も必要ではないか

D=1 人（橋本）

- ・委員会のオンライン開催もあり事務局の仕事量は増えていると考えるが、増員、体制が整備されたとは言えない

F=1 人（中田）

R3 

A=14人（黒田、中田、堀切、渡辺、梶澤、中村、鈴木、寺町、正村、広瀬、柴田、西尾、常通、早苗）

C=1人（立川）

- ・今年度から事務局体制が一人減となったことは、機能強化の取り組みへの影響が大きいと考える

D=1人（橋本）

3 議長は、議会事務局の職員人事に関し、その任免権行使するものとし、あらかじめ町長と協議します。

H30-R4 議長が事務局の職員人事に関し、任免権行使し、町長と協議したかどうかは他議員からは評価しづらいため評価項目としない

- ・議長は、議会事務局の職員人事に関し、その任免権行使するものとし、あらかじめ町長と協議したと考えるか。

#### （議会図書室の充実）

第23条 議会は、法第100条第18項の規定により、議会図書室を適正に管理し運営するとともに、その機能を強化します。

- ・議会は、議会図書室を適正に管理し運営するとともに、その機能を強化したと考えるか。

R4 

A=11人（中田、橋本、堀切、渡辺、中村、鈴木、寺町、正村、柴田、西尾、常通）

B=1人（早苗）

- ・機能強化策は行っていない

C=2人（梶澤、立川）

- ・強化までは至っていない

- ・新庁舎移転後の議会図書室機能強化について議論を行うべきである

R3 

A=14人（黒田、中田、橋本、堀切、渡辺、中村、鈴木、寺町、正村、広瀬、柴田、西尾、常通、早苗）

B=1人（梶澤）

- ・議会図書室の在り方について考えることも必要

C=1人（立川）

- ・新庁舎に移転後、議会図書室機能強化に向けた取り組みが行えていない。図書館との連携等で町民にも関心を持ってもらえるような工夫が必要である

2 議会図書室は、議員のみならず、町民、町長等においても利用することができます。

- ・議会図書室は、町民、町長等においても利用することができたと考えるか。

R4 

A=11人（中田、橋本、堀切、中村、鈴木、寺町、正村、柴田、西尾、常通、早苗）

B=1人（渡辺）

- ・新庁舎共用とともに一定整理されたが、町民の方が見やすい並べ方など、利用しやすさにおいては改善すべき点はあると考える

C=1人（立川）

- ・存在が認知されていないように感じる。広報、周知が必要。また、議員以外の利用を踏まえた整備も必要

F=1人（梶澤）

R3 

A=14人（黒田、中田、橋本、堀切、梶澤、中村、鈴木、寺町、正村、広瀬、柴田、西尾、常通、早苗）

B=1人（渡辺）

- ・新庁舎共用とともに一定整理されたが、町民の方が見やすい並べ方など、利用しやすさにおいては改善すべき点はあると考える

C=1人（立川）

- ・周知が行えていない

#### （議会改革及び活性化の推進）

第24条 議会は、町民の信頼を高めるため、不断の改革及び活性化に努めます。

- ・議会は、町民の信頼を高めるため、不断の改革及び活性化に努めたと考えるか。

R4 

A=14人（中田、橋本、堀切、渡辺、梶澤、立川、中村、鈴木、寺町、正村、柴田、西尾、常通、早苗）

R3 

A=14人（黒田、中田、堀切、渡辺、立川、中村、鈴木、寺町、正村、広瀬、柴田、西尾、常通、早苗）

- ・今後も常に見直し続け前進

B=2人（橋本、梶澤）

- ・眞の町民の信頼とは何か？今後も整理が必要

2 議会は、前項の改革に取り組むため、議会活性化計画を策定し、実行と評価について全議員で協議します。

- ・議会は、前項の改革に取り組むため、議会活性化計画を策定し、実行と評価について全議員で協議したかと考えるか。

R4 

A=14人（中田、橋本、堀切、渡辺、梶澤、立川、中村、鈴木、寺町、正村、柴田、西尾、常通、早苗）

R3 

A=16人（黒田、中田、橋本、堀切、渡辺、梶澤、立川、中村、鈴木、寺町、正村、広瀬、柴田、西尾、常通、早苗）

3 議会は、他の自治体議会との交流及び連携を推進し、分権時代にふさわしい議会のあり方についての調査、研究等を行います。

- ・議会は、他の自治体議会との交流及び連携を推進し、分権時代にふさわしい議会のあり方についての調査、研究等を行ったかと考えるか。

R4 →

A=9人（中田、堀切、梶澤、中村、鈴木、柴田、西尾、常通、早苗）

B=2人（橋本、立川）

- ・コロナ禍の中思うような結果に結びついていない
- ・少しずつ視察受け入れが再開しているが、視察対応が限られた議員のみで行われている（全議員で応対すると決められていたように記憶する）。また、長らく議運での先進事務調査が行われていないが、こちらから出向く機会を設けても良いと考える

C=1人（渡辺）

- ・コロナの影響の中で調査・研究は取り組んでいないと考える

D=1人（寺町）

- ・コロナの関係でできなかつた

F=1人（正村）

- ・必要に応じて実施すればよいことである。「やらなければならない」とすることで、手段が目的化してしまう

R3 →

A=9人（橋本、梶澤、中村、鈴木、正村、柴田、西尾、常通、早苗）

・議員研修への他自治体議会議員の参加呼びかけは、具体的な事例のひとつにすぎない。議員研修のあり方はその時々の状況を鑑み、協議し決定しており、今年度他自治体議会へ呼びかけがないことを理由に連携推進が後退したとは言えない。今年度の他自治体議会との連携および交流は、議会視察、議会改革に関連する事業等を通じて実施されたと考える

B=4人（黒田、中田、立川、広瀬）

- ・こちらからの視察などは実施できなかつた
- ・要請による交流はあるものの、課題をもって調査、研究があったのかは不明
- ・オンラインを活用した研修機会の共有や視察などは、さらに積極的に取り組むと良い。コロナが終息しても、オンラインを活用することで遠隔地にある他自治体議会との交流もより行いやすくなると考える

C=1人（渡辺）

- ・コロナ禍の影響の中で調査・研究は取り組めなかつた

D=1人（寺町）

- ・コロナの関係で行おうとしたができなかつた

F=1人（堀切）

4 議会は、議会制度に係る法改正等があったとき、又は議会改革の推進の観点から必要があると認めるときは、速やかに調査、研究等を行います。

- ・議会は、議会制度に係る法改正等があったとき、又は議会改革の推進の観点から必要があると認めるときは、速やかに調査、研究等を行ったかと考えるか。

R4 

A=14人（中田、橋本、堀切、渡辺、梶澤、立川、中村、鈴木、寺町、正村、柴田、西尾、常通、早苗）

R3 

A=13人（中田、渡辺、梶澤、立川、中村、鈴木、寺町、正村、広瀬、柴田、西尾、常通、早苗）

B=1人（橋本）

F=2人（黒田、堀切）

5 議会は、議会モニター及び議会サポーターを設置し、提言その他の意見を聴取するとともに、議会運営に反映します。

- ・議会は、議会モニター及び議会サポーターを設置し、提言その他の意見を聴取するとともに、議会運営に反映したかと考えるか。

R4 

A=13人（中田、橋本、堀切、渡辺、梶澤、中村、鈴木、寺町、正村、柴田、西尾、常通、早苗）

B=1人（立川）

- ・2022年度はモニターからの意見聴取の機会が少なく、取り組みが不十分であった

R3 

A=15人（黒田、中田、橋本、堀切、渡辺、梶澤、中村、鈴木、寺町、正村、広瀬、柴田、西尾、常通、早苗）

B=1人（立川）

- ・意見を反映するためには、意見聴取後の議員間討議のタイミングの検討が必要

（災害対応）

第25条 議会は、町民の生命又は生活に直接影響を及ぼす灾害等が発生した場合は、町民及び地域の状況を的確に把握すると共に、議会としての業務を継続し、町長等に速やかに必要な要請を行います。

- ・議会は、災害時に町民及び地域の状況を的確に把握すると共に、議会としての業務を継続し、町長等に速やかに必要な要請を行ったと考えるか。

R4 

A=11人（中田、渡辺、梶澤、立川、中村、鈴木、正村、柴田、西尾、常通、早苗）

F=3人（橋本、堀切、寺町）

- ・災害なし

- ・幸いに大災害がなかった

R3 

A=14人（黒田、中田、堀切、渡辺、梶澤、立川、中村、鈴木、正村、広瀬、柴田、西尾、常通、早苗）

B=1人（橋本）

D=1人（寺町）

- ・幸いなことに災害はなかった

2 前項に規定する災害等が発生した場合における議会の対応について必要な事項は、議長が別に定めます。

|      |                               |
|------|-------------------------------|
| H30- | 「議会災害時対応基本計画」を策定済みのため評価項目としない |
| ・    | 必要な事項は、議長が別に定めたと考えるか。         |

## 第7章 議会の運営

### (通年議会)

第26条 議会は、前条の目的を達成し使命を果たすため、会期を通年とします。

|      |  |
|------|--|
| H30- | 既に通年議会を運用しているため評価項目としない                  |
| ・    | 議会は、前条の目的を達成し使命を果たすため、会期の通年化を運営できたと考えるか。 |

2 会期を通年とするために必要な事項は、会議条例で定めます。

|      |                                  |
|------|----------------------------------|
| H30- | 既に「議会会議条例」を規定・運用しているため評価項目としない   |
| ・    | 会期を通年とするために必要な事項は、会議条例で定めたと考えるか。 |

### (議会運営の原則)

第27条 議会は、民主的かつ効率的な議会運営を行います。

|    |                             |
|----|-----------------------------|
| ・  | 議会は、民主的かつ効率的な議会運営を行ったと考えるか。 |
| R4 | ↓                           |

A=13人（中田、橋本、堀切、渡辺、梶澤、立川、中村、鈴木、寺町、柴田、西尾、常通、早苗）

B=1人（正村）

・議会諮詢会議答申にあるように、活動内容の検証や活動量の精査については今後取り組んでいかなくてはならない

|       |   |
|-------|---|
| R3    | ■   |
| A=16人 | （黒田、中田、橋本、堀切、渡辺、梶澤、立川、中村、鈴木、寺町、正村、広瀬、柴田、西尾、常通、早苗） |

2 議会は、芽室町議会傍聴条例（平成24年芽室町条例第34号）に定める町民等の傍聴に関して、議案の審議に用いる資料等を提供するなど、町民の傍聴の意欲を高める議会運営を行います。

|    |   |
|----|---|
| ・  | 議会は、芽室町議会傍聴条例に定める町民等の傍聴に関して、議案の審議に用いる資料等を提供するなど、町民の傍聴の意欲を高める議会運営を行ったかと考えるか。 |
| R4 | ■   |

A=14人（中田、橋本、堀切、渡辺、梶澤、立川、中村、鈴木、寺町、正村、柴田、西尾、常通、早苗）

|       |   |
|-------|---|
| R3    | ■   |
| A=16人 | （黒田、中田、橋本、堀切、渡辺、梶澤、立川、中村、鈴木、寺町、正村、広瀬、柴田、西尾、常通、早苗） |

3 議会は、会議を定刻に開催し、会議を休憩する場合には、その理由、再開の時刻を傍聴者に説明します。

- ・議会は、会議を定刻に開催し、会議を休憩する場合には、その理由、再開の時刻を傍聴者に説明したと考えるか。

R4 

A=14人（中田、橋本、堀切、渡辺、梶澤、立川、中村、鈴木、寺町、正村、柴田、西尾、常通、早苗）

R3 

A=15人（中田、橋本、堀切、渡辺、梶澤、立川、中村、鈴木、寺町、正村、広瀬、柴田、西尾、常通、早苗）

B=1人（黒田）

- ・機器のトラブルの際の説明の仕方を明確にしておくとよい

## 第8章 議員定数・報酬等

### (議員定数)

**第28条** 法第91条第1項の規定に基づき、芽室町議会の議員の定数は、16人とします。

2 議員定数の改正に当たっては、民主主義の原理を踏まえ、附属機関、参考人制度及び公聴会制度を十分活用します。

H27-R4 定数・報酬改正に関する協議等は行われたが、改正に至っていないため評価項目としない

3 議員定数の改正については、法第74条第1項の規定による町民の直接請求があった場合を除き、改正理由の説明を付して、必ず議員が提案するものとします。

### (報酬等)

**第29条** 議員の報酬及び費用弁償並びに期末手当（以下「報酬等」といいます。）は、別に条例で定めます。

2 前項に規定する条例においては、適正な報酬等の確立を期すため、報酬の標準率又は報酬額を示します。

3 報酬等の改正に当たっては、民主主義の原理を踏まえ、附属機関、参考人制度及び公聴会制度を十分に活用します。

H27-R4 定数・報酬改正に関する協議等は行われたが、改正に至っていないため評価項目としない

- ・報酬等の改正に当たり、民主主義の原理を踏まえ、附属機関、参考人制度及び公聴会制度を十分に活用したと考えるか。

4 報酬等の改正については、法第74条第1項の規定による町民の直接請求があった場合を除き、改正理由の説明を付して、必ず議員が提案するものとします。

## 第9章 最高規範性及び見直し手続き

### (最高規範性)

**第30条** この条例は、議会の最高規範であり、この条例に違反する条例、規則、規程等を制定しません。

2 議会及び議員は、この条例を順守します。

- ・議会及び議員は、議会基本条例を順守したと考えるか。

R4

A=13人（中田、橋本、堀切、渡辺、梶澤、中村、鈴木、寺町、正村、柴田、西尾、常通、早苗）

B=1人（立川）

- ・今後は、基本条例を具現化するための取り組み強化が必要（議員間討議、政策形成等）

R3

A=16人（黒田、中田、橋本、堀切、渡辺、梶澤、立川、中村、鈴木、寺町、正村、広瀬、柴田、西尾、常通、早苗）

3 議会は、議会に関する憲法、法律、その他法令等の条項を解釈し、運用する場合においても、この条例に定める理念、原則に照らして判断します。

- ・議会は、議会に関する憲法、法律、その他法令等の条項を解釈し、運用する場合においても、この条例に定める理念、原則に照らして判断したと考えるか。

R4

A=14人（中田、橋本、堀切、渡辺、梶澤、立川、中村、鈴木、寺町、正村、柴田、西尾、常通、早苗）

R3

A=16人（黒田、中田、橋本、堀切、渡辺、梶澤、立川、中村、鈴木、寺町、正村、広瀬、柴田、西尾、常通、早苗）

（検証及び見直し手続）

第31条 議会は、1年ごとに、この条例の目的が達成されているかどうかを検証し、公表します。

- ・議会は、1年ごとに、この条例の目的が達成されているかどうかを検証し、公表したと考えるか。

R4

A=14人（中田、橋本、堀切、渡辺、梶澤、立川、中村、鈴木、寺町、正村、柴田、西尾、常通、早苗）

R3

A=16人（黒田、中田、橋本、堀切、渡辺、梶澤、立川、中村、鈴木、寺町、正村、広瀬、柴田、西尾、常通、早苗）

2 議会は、前項による検証の結果、制度の改善が必要な場合は、全ての議員の合意形成に努めたうえで、この条例の改正を含めて適切な措置を講じます。

- ・議会は、前項による検証の結果、制度の改善が必要な場合は、全ての議員の合意形成に努めたうえで、この条例の改正を含めて適切な措置を講じたと考えるか。

R4

A=14人（中田、橋本、堀切、渡辺、梶澤、立川、中村、鈴木、寺町、正村、柴田、西尾、常通、早苗）

R3

A=14人（黒田、中田、橋本、堀切、渡辺、梶澤、立川、中村、鈴木、寺町、正村、広瀬、柴田、西尾、常通、早苗）

B=1人（中村）

- ・評価公表に対する町民の受けとり方（わかりやすさ）など、議論の必要性を感じている

D=1人（正村）

- ・R3は制度改革の検討に至っていない

3 議会は、この条例を改正する際には、いかなる場合でも改正の理由、背景を町民に説明します。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行します。

(芽室町議会の議員の定数を定める条例の廃止)

2 芽室町議会の議員の定数を定める条例（平成 14 年芽室町条例第 48 号）は廃止します。

(議会事務局設置条例の廃止)

3 議会事務局設置条例（昭和 33 年芽室町条例第 8 号）は廃止します。

(芽室町議会の議決すべき事件を定める条例の廃止)

4 芽室町議会の議決すべき事件を定める条例（平成 23 年芽室町条例第 3 号）は廃止します。

(芽室町定住自立圏形成協定の議決に関する条例の廃止)

5 芽室町定住自立圏形成協定の議決に関する条例（平成 23 年芽室町条例第 14 号）は廃止します。

附 則（平成 26 年 12 月 25 日条例第 44 号）

この条例は、平成 27 年 5 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 3 月 27 日条例第 32 号）

この条例は、平成 27 年 5 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 28 日条例第 22 号）

この条例は、平成 28 年 5 月 1 日から施行する